

あっという間に Season-2の最終回です！ そろそろ花粉が気になる時期ですが、いかがお過ごしでしょうか？ さて、先月に引き続き、今月も著作権者人格権についてみていきましょう。特に、著作権とその著作物の利用者の距離が開いた場合、同一性保持権についてトラブルになることが多く、利用者は著作権者が持つこの権利の内容に注意する必要があります。



Season-2は今月で最後。全力でいこう！

なかがわ

な) Season-2では著作権者人格権について勉強してきたけど、こうしてみていると、割と考えさせられる権利だということが分かったんじゃないかな？

ち) そうだね。今まで「公表」や「氏名表示」の意味をきちんと確認したことなんてなかったなあ……。

な) さて、今回は、著作物を利用する場合に気をつけなければならない「同一性保持権」を中心に説明していくよ。

うん

知れば知るほど奥深いねえ……。



チョッキー

1. 「自由に使ってOK」ってどういうこと？

本稿は**著作権フリー**です。発明協会の会員の方は、以下のHPからダウンロードできます。

<http://www.hanketsu.jiii.or.jp/kaiin/>

な) チョッキーは、確か自分のブログを持っていたよね？

ち) うん。毎日更新しているよ♪ ボくらトリ仲間のなかではちょっと有名なんだ。渡り鳥の友達が移動途中で撮った風景写真を載せているんだよ。

な) 友達が撮影した写真をブログに掲載するとなると、公表や公衆送信になるわけだけど、チョッキーはきちんと掲載許諾を得ているかな？

ち) もちろん！ ちゃんと「ボクのブログに掲載していい？」って聞いているよ。「自由に使ってOK」と言われた写真だけ掲載しているんだ。

な) 掲載許諾を得ているなら、公表権と公衆送信権（23条）はクリアだね。でも、氏名表示と同一性保持については気にしているかな？

ち) え？ 「自由に使ってOK」と言われているんだから、どんな使い方しても問題ないでしょ？

な) その友達は、「使えたら使ってもいいよ。もちろん、ボクの名前を出して、内容はそのまま使ってね」という意味で言ったのかもしれないよね。決して、「名前を出さないでいいよ」とか「自由にトリミングしていいよ」と言ったわけではないもの。

ち) う～ん……。

な) 同じ言葉でも言った人と言われた人で、その意味のとらえ方が異なる、なんてことは日常でもよくあるけど、権利者から許諾を得る場合は、特に注意が必要だよ。



ブログではこんな写真を載せているんだ。渡り鳥のアイツは、きれいな景色が見られていいなあ～。

チ)確かにね。他人の言葉を自分のいいように解釈してしまうことはありがちだよ。今度から気をつけるヨー。

な)著作権者の許諾を得るときは、その著作物をどうしたいのかを示して、明確な言葉で許諾してもらうことが必要だね。

チ)でも、雑誌に掲載されている写真には撮影者の名前はないよね。なかには明らかに外部の人が撮影しているものもあるよ。所定の場合は氏名表示しないでOKという例外規定があったと思うけど、これは適用できないの？

な)おお、エライ！ よく勉強しているじゃない。次の規定だよ。

条文

氏名表示権

19条3項 著作者名の表示は、著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、省略することができる。

な)雑誌の写真の氏名非表示は、この規定に基づいているわけではなく、きちんと非表示の契約をしているか、暗黙の了解があると考えべきだね。これはあくまで例外。この規定に頼った作業をしないほうがいいね。

チ)じゃあ、この規定に該当する事例は、具体的にどんな場合があるの？

な)ホテルのロビーや喫茶店などで流されるBGMがよくある例だね^{※1}。それから、Season-1で、プログラムは名義公表を職務著作の該当要件から抜いている、と説明したよね^{※2} (15条2項)。銀行のATM (自動現金預入払出機) や航空券の発券システムに使われるプログラムなど、表には出ないけど社会を陰で支えるプログラムは、この規定に該当すると考えていいだろうね。

チ)世の中、無名でも立派な人はたくさんいるものね～。

な)はははッ (笑)。

2. 「同一性保持権」ってどんな権利？

な)次に同一性保持権について考えてみよう。まず、条文を確認するよ。

条文

同一性保持権

20条1項 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

チ)つまり、著作物の一部を切り取って使ったり、色や言葉を変えたりしたらダメってことだよ？ よく社会の教科書に載っている肖像画にひげやメガネを描いたりしたけど、そういうのは著作物の変更に当たるんだね。

な)う～ん (苦笑)。まあ、個人による教科書のいたずら描きは大きな問題にはならないだろうけど、同一性保持権では厳格に解釈されるので、ビジネス上、著作物を扱う場合は、細心の注意が必要なんだ。

チヨッキーも成長したね！



※1)『著作権法逐条解説』(加戸守行・著作権情報センター) p.167

※2) 本誌2009年8月号参照。

チ)ビジネスに影響するの？ 著作者人格権は精神的な権利なのに？

な)「スターボ広告事件」という事例を見てみよう。この事件は、メーカーA社が広告代理店B社に「スターボ」という自動車関連商品の広告を依頼し、B社はその広告に使うイラストをグラフィックスタジオC社に発注。そして、C社はさらにフリーのイラストレーターDさんにイラスト作成を発注した……という状況で起こったんだ。

ええと、A社がB社に依頼して、C社が……ん？



チ)うわぁ、登場人物が4人も！でも、複雑に見えるけど、要はDさんがB社の孫受けだったということだね。

な)そのとおり。イラストを納品されたA社は、その状況が分からないため、そのイラストをトリミングしたり色を変えたりして、ほかの広告に使ってしまったんだ。

チ)それって、まさに同一性保持権の侵害！！

な)そう。A社は、それを見たイラストレーターのDさんから同一性保持権の侵害を理由に損害賠償を請求されて、400万円を支払って和解したんだ。

チ)400万円って大きな金額だねー。それが、この事件？

な)いやいや。そのあとの訴訟が「スターボ広告事件^{※3}」なんだ。今度は、A社が広告を請け負ったB社を相手取って損害賠償を求めたんだ。

※3 『知的財産権判決70選2009年度版』(弁理士クラブ知的財産研究所編・発明協会)に「スターボ広告債務不履行事件」(p.318)の詳細が掲載されています。

3012万円の損害賠償額なんて、想像しただけでおそろしいなあ……。



事例

「スターボ広告事件」(東京地判H20.4.18)

原告がイラストの著作者からの著作者人格権侵害の訴えにより同著作者に支払った和解金やイラストを使用できなくなったことに起因する損害賠償を、原告から広告事業の仕事の請け負った被告に求めた事件である。裁判所は、「契約及びその後の個別的合意によれば、被告は、(中略)広告、リーフレット及びパッケージに使用することができるように、著作者から翻案の許諾を得、かつ、著作者人格権が行使されないように権利処理を行う義務があり、このような権利処理が行われていなかったことを認識し又は認識し得たときは、契約による信義則上、原告にその使用をしないよう連絡するなどの方法により、原告に発生する被害の拡大を防止する義務を負っていたものである」として、前訴和解金、パッケージの廃棄および差し替え費用、前訴および本訴弁護士費用について被告の債務不履行行為との因果関係を認めた。裁判所が被告に命じた損害賠償額は約3012万円であった。

チ)3012万円！？ 同一性保持権の確認を怠っただけで、こんなに大きな損害が生じてしまう場合があるんだね。コワイよ～(汗)。

な)1月号で話したとおり、著作者人格権は移転ができないから、常に著作者から許諾を得ることを意識しないとね。ビジネス利用で許諾を得た場合には公表権が問題になることは少ないし^{※4}、氏名表示権は事後的な手当てができる可能性があるけど^{※5}、同一性保持権は改変した著作物の使用継続ができなくなるので、損害額が大きくなる傾向にあるんだ。

チ)許諾を得るのは、著作権者ではなくて著作者ということが重要だよな！

※4 著作者が著作物のビジネス利用を許諾すれば、公表権への言及がなくても公表の黙示許諾が推定されるでしょう。

※5 例えば、著作者名を印刷したシールを印刷物に事後的に張るなど。

な)そういうことだね。さて、もう一つ事件を紹介しよう。今度は著作権者が、著作人格権に起因する損害賠償を求められた事件だよ。

事例

「アサツォーディ・ケイ事件」(東京地判H14.11.21)

スポンサーの広告作成依頼を受けた広告代理店である原告が、楽曲の著作権者Xから著作権の信託譲渡を受けた被告に使用許諾を受けて企画を進めたところ、著作権者Xに楽曲の改変許諾を受けていなかったことが判明し、結局、著作権者Xの許諾を受けられずに企画は中止された。原告が著作権者である被告に対し、このことに起因する損害賠償を求めた裁判である。裁判所は、「原告のした使用許諾の申込みが上記のような内容(省略)のものであり、これを特段の留保もなく承諾した被告の使用許諾は、本件楽曲の本件CMへの使用について、単に著作権者としての同意にとどまらず、著作人格権の処理も含め、本件楽曲を本件CMに支障なく使用し得ることを示す行為であったと認められるのであり、本件使用許諾契約は客観的にはそのような内容のものとして成立したものと解される」として、被告に約1億1767万円の損害賠償を命じた。

チ)い、1億!!! スゴい金額! それにしても、著作権者なのに損害賠償を支払わなければならないなんてことも起こるんだね。

な)本当に大きな金額だよな。著作人格権を有するのは必ず著作者なんだ。著作物を利用する場合、著作権者は誰かということに目がいってしまうけど、著作者の許諾も重要で、著作権者にも間接的に損害賠償が発生することがあるから注意しよう。それでは、最後に著作人格権のまとめをしておこう!

重点

著作人格権のポイント

- ①著作人格権は、公表権(18条)、氏名表示権(19条)、同一性保持権(20条)の3つからなる。
- ②著作人格権は他人に譲渡できない(59条)ので、職務著作である場合を含めて、誰が著作者なのかを常に気にする必要がある。
- ③著作人格権の許諾を受けるときは、あいまいな内容で許諾を受けることは避ける。
- ④著作人格権は著作者の精神面を保護する権利ではあるが、著作物をビジネスで利用する場合は、その損害が多くなる可能性があるため注意が必要である。

Season-3では……

著作権(前半)について学習します。



今月のクイズです。
他人の短編小説を原作にしてマンガを描き、仲間にも読んでもらいました。ただし、その小説のハッピーエンドが気に入らなかったため、主人公が非業の死を遂げるストーリーに書き換えてしまいました。このマンガは、私的複製(30条)に基づく翻案(43条1号)なので、原作者である小説を書いた作者の同一性保持権を侵害しない?



感動巨編?
ボクは涙もろいんだヨー。

※解答は p.75

復習!
しっかり

Season-3をお楽しみに!



筆者: 中川裕幸

中川国際特許事務所 所長・弁理士
〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-7-8
ランディック第2虎ノ門ビル5階
Tel : 03-5472-2900



Illustrated by K. Sasaki
URL : <http://www.ks-df.com/>
E-mail : ksdesign55@hotmail.co.jp